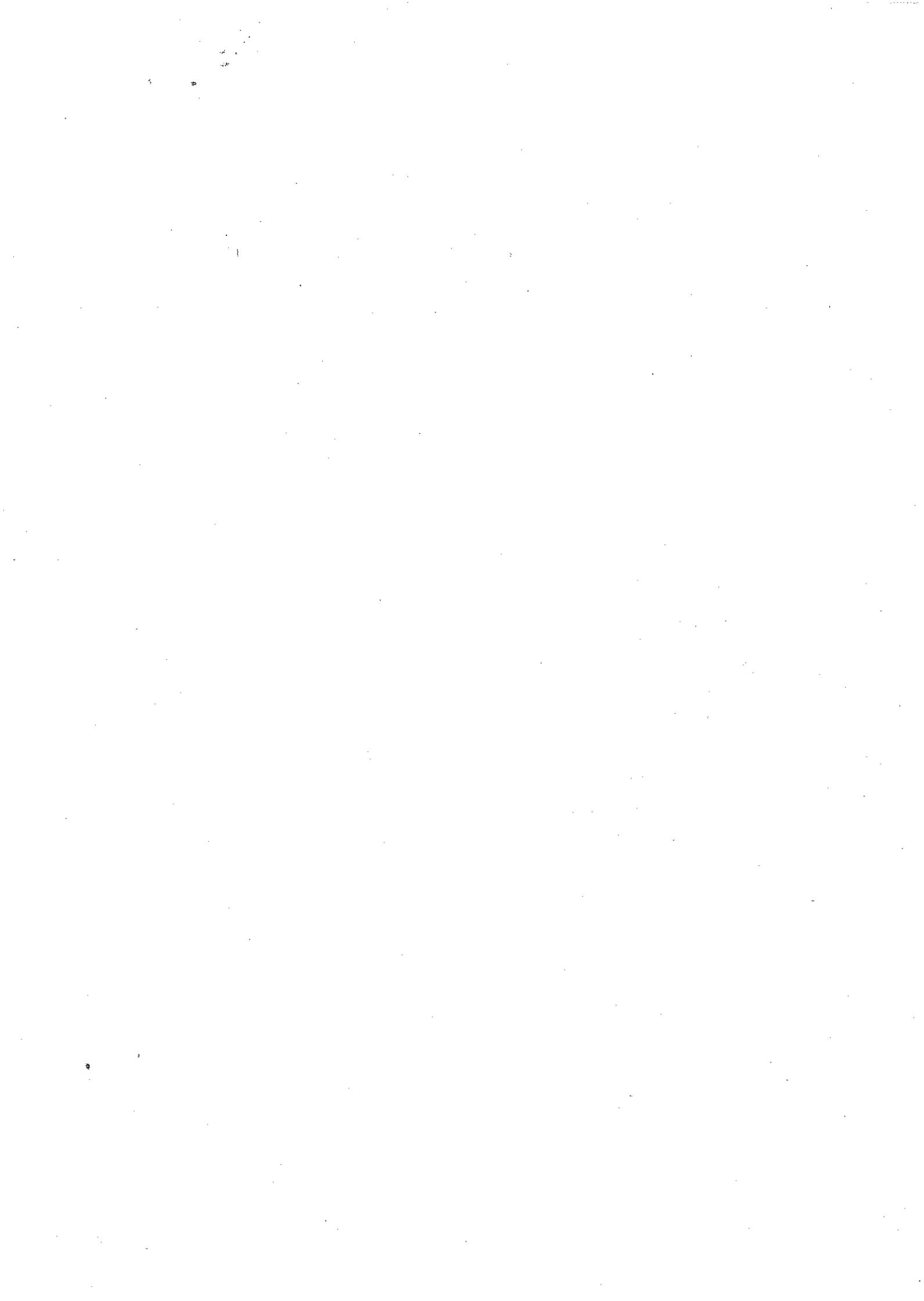


(様式第2号)

会 議 録

令和2年3月25日作成

会 議 の 名 称	第16回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年3月11日(水) 午後1時30分から午後2時13分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場地階 第五会議室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		



第16回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年3月11日(水)午後1時30分～午後2時13分

2. 場 所 島本町役場地階 第5会議室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- ②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【審議】

- ①農地法第3条の規定による許可申請書について

【その他】

- ①農家意向アンケート調査の結果について

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	柏原 縁
委員	川村 脩一	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄	担当	西崎 大樹		

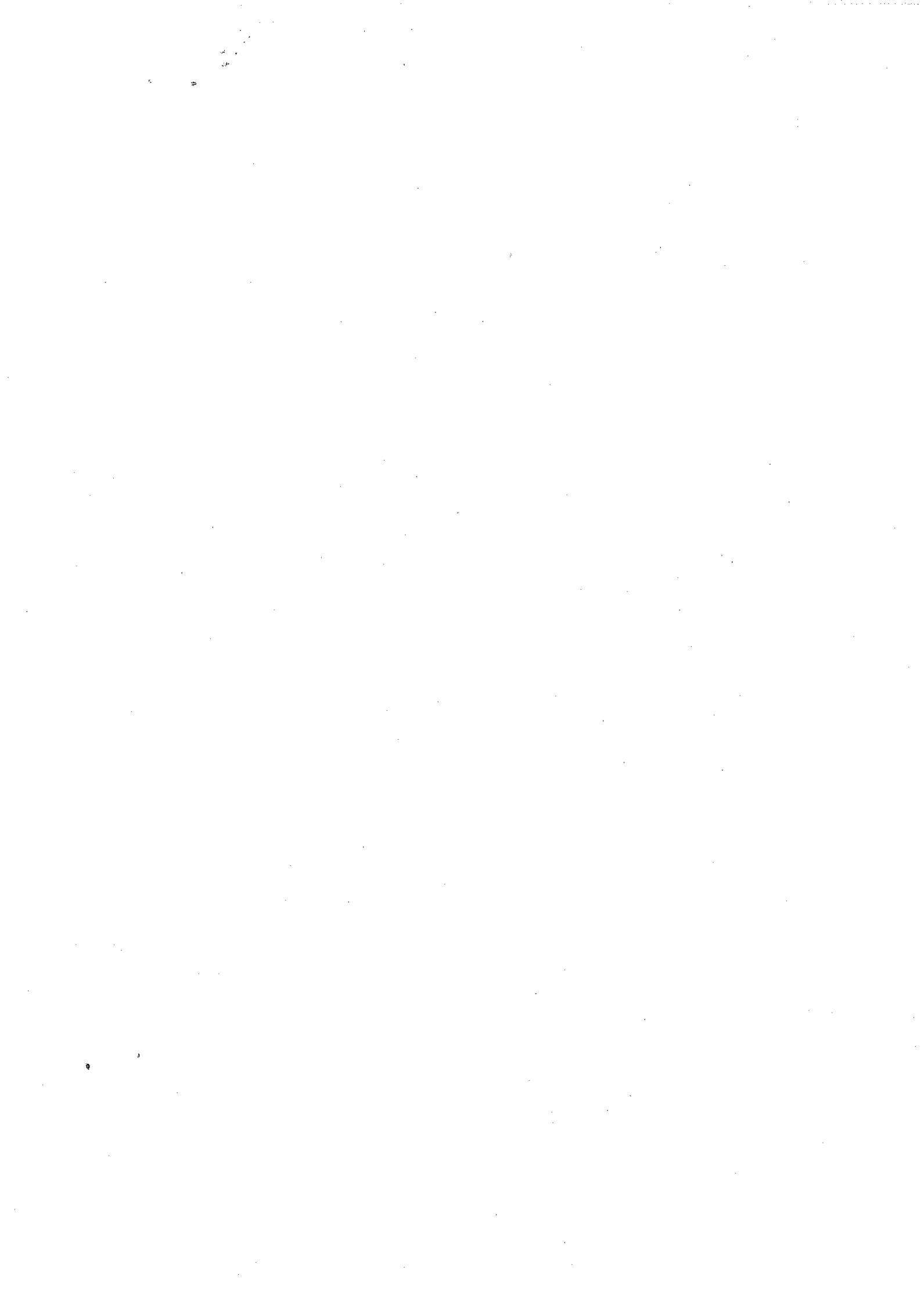
5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 川村 脩一

署名委員 木村 修



<p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第16回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森でございます、よろしく願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、報告案件といたしまして農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書についてが2件、審議案件といたしまして、農地法第3条の規定による許可申請書についてが1件、その他の案件といたしまして、農家意向アンケート調査の結果についての1件となっております。</p> <p>なお会議中の個人情報の取扱いにつきまして、改めて皆様にお願いがございます。農業委員会の審議は公開されております。個人情報保護の観点から、会議で発言される際は特に申請者等の氏名、住所、農地の所在、地目、その他個人が特定される可能性のある情報につきましては、発言の際、御注意いただきますよう改めてお願いいたします。</p> <p>これらの事項は委員の皆様にお配りしております資料には掲載されておりますが、傍聴者向け資料、公開用資料、議事録等では非公開としておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして大西会長より御挨拶をいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今、私が言うまでもなく世界中が新型コロナウイルスの感染症で非常に紛糾しているところで、いろいろと先行き不安がございます。日本も昔を考えてみるといろいろなこういう伝染病がはやって、みんな地域、地域の氏神さんで祭ったりして、それを克服してきたわけです。あるいは薬をつくったりしてね、祇園祭もそれで出来たと聞いていますけどね。</p> <p>ただそのときは、昔は地域、地域が狭かったので、村が廃村になったりして、そこでおさまったのですが、今はグローバル社会なので、世界中で一気にもう広がってしまうということで、このようになっているのです。いろいろ収束のために自粛ということをやっています。これが功を奏したらいいですけども、日本も、かなり菌が増えてきております。今後、コロナウイルス対策も大事だけれども、経済、あるいはその辺とのバランスが非常に心配だと、専門の学者さんらがおっしゃっております。</p> <p>安倍総理の言葉をお借りすると本当に国難ということで、これをどう乗</p>

事務局	<p>り切るかですけど、最後はやっぱり、人間ですので、分断政策をするのは、やっぱりお互いに力を合わせてね、これを乗り越えることになってくると思っていますので、個人個人で自己管理をして、自己責任のもとに行動をとって行くのではないかと思いますけども、皆さん方も農業委員という公の仕事をしておられますので、行動等くれぐれも、十分考慮されるようお願いいたします。そして何とか収束へ向かっていくことを祈るということでございます。</p> <p>あと、議案がありますので、それを進めていきたいと思えます。本日もよろしくようお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席委員14名、欠席委員ゼロ名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。署名委員は、川村脩一委員、木村修委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	<p>傍聴者が1名おられます。</p>
議長	<p>委員会の傍聴の申し出がございますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。報告案件①と②は関連しておりますので、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは順番が前後いたしますが、説明の都合上、まず12ページをご覧ください。</p> <p>報告案件②の表紙でございます。本件は分譲住宅建築のための転用の届</p>

出で、場所は広瀬4丁目の2筆、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人はご覧のとおりとなっております。

それでは1ページにお戻りください。報告案件①の表紙でございますが、こちらは②の案件に先立ちまして、同一の土地につきましてボーリング調査を行うための一時転用の届出でございます。

2ページと3ページが届出書、4ページが公図、5ページが現況平面図、6ページから9ページまでが登記事項証明書、10ページが現況写真、11ページが受理通知書でございます。

案件②に移りまして、13ページと14ページが届出書、15ページが位置図、16ページと17ページが開発許可書、18ページと19ページが現況写真、それから20ページが土地利用計画図、21ページが造成計画図、22ページが排水計画図、23ページが受理通知書でございます。

なお、案件①と同一箇所のため、公図と登記事項証明書は議案書上では省略しております。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長

届出案件でございますけれども、ただいま事務局から説明がありました。届出のあった地区は粟辻委員の担当地区でございますので、補足説明がありましたらお願いいたします。

委 員

今、説明がありました申請地ですけれども、14ページの次のところを見ていただけますか。真ん中に申請地と書いてますね。このぐるりをご覧いただいたらわかるように、みんな住宅地になっているわけですね。それで、この申請者の土地も、申請者の物件、ほかに何件か田をつくっておられたわけですね。これが実質は最後の土地であるわけです。それで、ここは市街化区域で、どちらかというところ開発促進地区になってますのでね、周りにもう農地もありませんので、この申請地を転用しても特に問題はないと思います。ただ、こういった形で農地がなくなっていくと、地目の農地がなくなっていくんですけど、これも面積は16aですか、これぐらいの固まった土地と、農地はもう広瀬地区ではほとんどないですね。だからこれをいかにして、こういった農地を除けていくかは、これがなかなか難しいですけど、農業委員として掘り出していけないとあかんところだと思えます。転用については、特に問題ないと思えます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、皆さん方から何か御質問か、御意見があったらお受けします。それは、先ほども申しましたようにこれから宅地にする届出で、1番目がボーリングをすると、その後、宅地にすると。そういう届出がござい

	<p>ます。何かございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。 ないようでございますので、この件については御報告申し上げます。 それでは、②案件、「農地法第3条の規定による許可申請書」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、24ページをお開きください。今回の申請があった農地は桜井5丁目にある2筆の農地で、合計面積は852㎡でございます。譲受人は当該農地の近隣に農地を所有されている方で、譲受人が農地を購入されることで所有権を移転させるものでございます。</p> <p>25ページから32ページまでは許可申請書でございます。まず25ページをお開きください。こちらには、所有権を移転させる旨と申請者の氏名、土地の所在地等が記載されております。</p> <p>26ページは契約内容。</p> <p>27ページから30ページにかけては、権利を取得しようとする者またはその世帯人等が所有権を有する農地等の利用状況や農業経営計画書等が記載されております。</p> <p>最後の32ページには、周辺地域との関係といたしまして、「今回の対象の農地については、以前から借りて耕作されていた」旨が明記されております。</p> <p>33ページから36ページが当該農地の登記簿でございます。</p> <p>37ページから38ページが今回の公図でございます。</p> <p>39ページが位置図。</p> <p>40ページから43ページが住民票。</p> <p>44ページが誓約書でございます。</p> <p>なお、本町の農地台帳におきまして本町の下限面積20a、2,000㎡以上の農地を農地取得前に満たしていることを確認しております。</p> <p>また、当農地につきましては賃借権が設定されておりますが、譲受人が現借主でもありますので、当届出以外に手続は不要である旨を申し添えておきます。</p> <p>以上、簡単ではございますが案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました審議案件ですけれども、これは高山委員の担当地区となっておりますので、高山委員から補足説明がありました</p>

委員	<p>たらお願いいたします。</p> <p>この物件、田んぼですけれども、これは私もわからないぐらい、七、八十年ぐらい前から耕作されている土地で、借地でいうと、もう本当に自分とこの土地みたいに長くなさっている土地です。それが今回、一応まだ決定じゃないですけれども、開発予定の真ん中ぐらい、桜井西側の真ん中ぐらいにある土地です。</p> <p>それを1筆、筆界、地権者の方から譲受人へ譲渡されることになりましたので申請されたわけです。</p> <p>田んぼなのでちょっと、いろいろ問題はあるかもわかりませんが、一応、今回の開発予定地の真ん中ということで、お金もほとんど、昔の地代というか、賃貸して借りていたから安くで譲り受けたということです。</p>
議長	<p>以上ですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>今のを要約すると、この土地は開発地区の中に、真ん中にあるというね。これは、譲受人と譲渡人の関係で、前から貸してもらっていたわけですね。耕作関係があったということですね。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
議長	<p>それを今回、整理するということで譲渡したと、こういうことでよろしいか。</p>
委員	<p>譲渡、そうですね。</p>
議長	<p>それは、先では返されるということですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>ということで、皆さん方でいろいろな、審議事項でございますので、農地法第3条に基づくものですので、何かこの上に立って御質問、御意見等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>はい。</p>

議 長	委員。
委 員	<p>今の案件ですけども、一応、その土地は調整区域という形で、今後開発される土地が調整区域の段階で、こういう32ページにも書いていますように、売買という形で提供される土地と書くんですか。なら調整区域で、売買してそういう物件が成り立つのか。それが一つ、問題かなと思って。</p> <p>農業委員会としては一応、それはどういう扱いにしたらいいのかなと思うんですよ。</p>
議 長	今のこれ、市街化区域になっている、市街化調整区域じゃないのか。
委 員	いや、調整区域。
委 員	もともとあの辺は調整区域です。
議 長	いや、それでこの前に、市街化区域を変えました。9月かな、そのときに入っているところだろ。
委 員	うん、だから今は調整区域から市街化区域に編入されていますが、それ以前に、移行する前にこの売買が発生していたら、成り立たんように思いますけど。
議 長	それ、ちょっと事務局で説明していただく、私もちょっとわからんわ。
委 員	売買については。
事務局	<p>すみません、追加で、わかりづらかったところを説明させていただきます。桜井5丁目の件、39ページをご確認してください。上の赤いところに関しましては、こちらは市街化区域になっているところでございます。下の赤い位置図につきましては調整区域でございますね。</p> <p>それらを、これから売買するために、今回の3条許可申請書が出ているという形です。</p>
委 員	この今の39ページの、今言われたの、下のところが、これがどっち。
事務局	下が調整区域でございますね。
委 員	上が市街化。

事務局	市街化区域でございますね。
委員	こちらの、下のほう。両方と違うの。
委員	今、問題にしているのはこの図面のね、こっちの長細いほう。
事務局	<p>すみません、今、御質問がありますとおり、39ページの中ほどの赤囲みの部分に関しましては、昨年の9月に市街化区域に編入されておりますので、真ん中の赤囲みに関しましては市街化区域と認識していただけたらと思います。</p> <p>下のほうがまだその調整区域という形で残っておりますので、下の赤囲みに関しては調整区域で、真ん中のところに関しては、今後開発が予想されている市街化区域と認識していただけたらいいかと思います。</p>
議長	わかりましたでしょうか、下が今度の、今の整理事業に入っていないと。だから村のところだな、市街化。
委員	9月に編入されて、市街化区域になっている。
委員	編入されて。
委員	売買の前にこれ、編入されたんや。
事務局	これからの売買という形になりますので、その真ん中の赤囲みに関しましては市街化区域での売買という形になります。
委員	だから、市街化の中から出てきてない。
事務局	今回、審議させていただいております3条の許可申請ですけれども、こちらに関しましては、市街化区域であっても調整区域であっても同じような、同じ申請となっておりますので、今回、同一の3条許可申請の案件とさせていただきます。以上です。
議長	わかりましたか、私ももう一回ちょっと整理すると、この39ページに書いてある、上のほうの細長いところがありますね。今度の区画整理事業をなさるところです。それで下は、これは西側の、桜井の集落の中に入っているんですね。だからそこが、堤防みたいに川があつて、そこから外れ

	<p>ているところですね。そこがずっと、まだ調整区域になります。</p> <p>ただ、これは3条申請で公図上は同じ扱いということで、もう一緒にやられたということで、ちょっと間違いやすくなったと思いますけど。</p> <p>その上に立って譲受人は20a以上を、下限の数字は持っているということで問題ないと、こういうことでございますね。その上に立って、何か御質問、御意見がありましたらお受けいたします。</p> <p>質疑、ございませんか。特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>はい。</p> <p>御異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに承認される方は挙手願います。全員賛成ということで、本案件は承認いたします。</p> <p>それでは、その他の案件に入ります。農家意向アンケート調査の結果について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、46ページをお開きください。</p> <p>こちら、小さい字で大変申しわけないですけれども、11月から12月末までに実施いたしました農地意向アンケート調査の速報でございます。</p> <p>当アンケートは、農家の方から所有農地の御意向等をお伺いし、今後の農業及び農地利用の参考にさせていただきたいと考えまして、島本町で農地を有している158人の対象者に実施いたしまして102人の方から御回答、回答率で言いますと64.6%、約65%からいただいております。</p> <p>アンケートを実施するに当たりまして、御協力いただきました委員の皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>アンケート結果につきましては、改めて最終報告として取りまとめた後、今後の本町農業行政に反映させていただきたいと考えております。</p> <p>それでは、アンケート集計結果をまとめて御報告させていただきます。</p> <p>まずQ1をご覧ください。こちらにつきましては、「あなたの家には農業後継者がおられますか」という質問でございました。結果につきましては①同居が30件、30.3%、②将来戻るが29件で29.3%、③のいないは40件で40.4%、未回答の方が3名いらっしゃるという回答でございました。</p> <p>次に移りまして、問2ですね。こちらに関しましては、「あなたの今</p>

後、向こう5年程度の農業経営についてお聞きいたします。どのようにしたいとお考えですか」という質問でございました。

結果について見ていきたいと思えます。①拡大が1件、こちらが1%で、②の維持が65件でパーセンテージで言うと61.9%、③縮小は16件で15.2%、④離農は23件で21.9%でございました。

なお、複数回答の方が一部いらっしゃいましたので、総件数は105件となっております。

次に47ページをご覧ください。こちらに関しましては、質問2に関連した質問でございまして、まずQ2-SQ1をご覧ください。こちらに関しては、質問2で①規模拡大を選んだ方に対しての質問となっております。中身を見ていきます。

①農地を買いたいのが1件、こちらはもう100%ですね。②農地を借りたい、③農作業受託面積を増やしたい、④この中に当てはまる理由はないが、それぞれゼロ件でございました。

次に、これも質問2に関連したものでございます。SQ2とSQ3は、質問2で③規模縮小、または④離農を選択した方への質問となっております。

まず、SQ2をご覧ください。こちらが、規模を縮小、離農の理由でございまして。①高齢になってくるからが30件で76.9%、②後継者がいないが21件で53.8%、③農機具等の更新等で費用負担が大きい、こちらが10件で25.6%、④他の仕事の関係で農業を続けられないが7件で17.9%、⑤鳥獣（猪・シカ等）による食害で作付けできないが9件で23.1%、⑥圃場が遠いことや農道の未整備など、圃場条件が悪いが5件で12.8%、⑦その他が5件で12.8%でございました。

次に、下に行っていただいてSQ3は、こちらは規模縮小による方法についてのアンケート結果でございまして。

こちらは、①親類や知人に売却するか、貸すか、農作業を委託したいが7件で17.9%、②集落内の人に売却するか、貸すか、農作業を委託したいが11件で28.2%、③集落外の人や企業など、誰でもいいから貸したいが12件になっておりまして30.8%、④耕作はしないが、将来的も自己管理するが11件で28.2%、⑤その他13件で33.3%でございまして。

質問2に関するアンケート結果は、以上でございまして。

次に、48ページをご覧くださいませ。こちらは質問3となっております。現在、あなたの所有農地に耕作を行っていない農地がありますかという問いでございまして。

中身を見ていきます。あるが18件で20.2%、なしが71件で33.3%、未回答の方が13名いらっしゃいましたという形ですね。

	<p>次に、質問3に関連したものでQ3-SQ1をご覧くださいませ。こちら、質問3で「ある」と選んだ方に対するの質問です。中身を見ていきます。</p> <p>①貸付先を見つきたいが6件で33.3%、②いずれは自分で耕作をしたいが5件で27.8%、③売却したいが7件で38.9%となっております。</p> <p>次に、下へ移っていただいて質問4でございます。こちらは市民農園(ファミリー農園)の意向について聞いたものでございます。</p> <p>中身を見ていきます。①市民農園での活用の意向はないが40件で50.6%、②自ら農業経営・指導を行う方法で利用者を募り、市民農園として活用したいが3件で3.8%、③自ら農業経営を行わず、利用者に土地を貸し市民農園として活用したいが15件で19.0%、④その他が21件26.6%でございます、未回答の方が23人いらっしゃいました。</p> <p>以上が、アンケート結果の速報でございます。</p> <p>なお、最終報告につきましてはまとまり次第、公表する予定でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から速報程度の説明がありましたけども、今の説明で委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお受けいたします。</p> <p>私から一つ、言ってもいいですか。まだ、これから分析されると思うけども、他市町村と比べてこの傾向は、島本町が特異なものなのか、同じようなものなのか、その辺はどうですか。</p>
事務局	<p>貴重な御意見、ありがとうございます。他市町村のアンケート結果についてはちょっと、まだ手持ち資料がございませんので、それにつきましてよく研究、精査をさせていただきます、合わせて御報告させていただければと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ほか、ございませんか。</p>
委 員	<p>それとね、アンケートをなさって、回答された人の年齢とか、その辺は何歳ぐらいの人を対象とされたのか。</p>
事務局	<p>すみません、私から、年齢についてはアンケートの中に入っていなかったもので、大変申しわけないです、年齢について、わかりません。</p>
委 員	<p>というもね、若い人と、今、30ぐらいの人と、例えば高齢の70ぐ</p>

事務局	<p>らいの人と、2の耕作が、という人と、その辺がアンケートでそれぞれの人で多分違うと思うんですよ。その辺を踏まえてやってもらわないと、このアンケートの答えが多分違ってくるから。その辺、ちょっとまた今後、こういうことをされたら、それも考えてやってもらったら、回答が出たらすぐその答えが出るようにすれば、反映されると思うんですよ。</p> <p>貴重な御意見、ありがとうございます。</p> <p>今後そういったことも■■■■委員がおっしゃったように、貴重な御意見だと思います。今後のこのアンケートのやり方等に反映させていきたいと思</p>
議長	<p>よろしいですか、ほかに。</p>
委員	<p>生産緑地法ですね、これ、去年、おとし、申請受付されましたけれど。今後どういうふうにやられるわけですか。</p>
事務局	<p>ちょうど今、来年度予算の審議中なので、今、決定ではないですけれども、令和2年度に生産緑地の面積要件引き下げを、条例案が審議されまして、委員会では一応可決されています。それで最終、本会議で決定されるのと合わせて、令和2年度に追加指定の予算も3月の後半の議会で議決されれば、令和2年度に都市計画手続をさせていただけたらなど予定しております、以上です。</p>
委員	<p>これ、300㎡か、あれは終わったわけでしょう。あれ、できるようになったんでしょう、島本町。</p>
事務局	<p>詳しく説明しますと今、議会中でして、本会議があつて、委員会に付託されて、委員会の結果を受けて、また本会議で最終決定という形になります。</p> <p>条例ですので、最終の条例の採決は3月後半の本会議で採決されます。</p>
委員	<p>まだ終わってないんですか。</p>
事務局	<p>まだ途中です。それで、委員会では賛成で通っていますので、本会議の採決を今、待っている状態です。</p>
委員	<p>それが通ったら、再度、申請の受付をやることになるわけですか。</p>

事務局	<p>そうですね、令和2年度に予定しております。詳しいスケジュールとか手続については、また追って農地所有者の方には御案内させていただきたいなと思っています。</p>
委員	<p>300㎡は別としてね、500以上のところ、これの申請を受け付けるとかは、みんなでやるとかいう予定はないですか。</p>
事務局	<p>300から500だけに限るのか。500以上もするのか。500以上の場合でも、追加で希望される方については受け付ける方向で今、検討しております。</p>
委員	<p>うん、だからそれをもう定例のあれとして、システム化してもらいたいですけどね。だから令和2年度から受け付けしてずっとやったら、来年の1月1日付で適用できるようなスケジュールで、なるように。今回の場合だったら、まだ1年ぐらいになりますからね。だから、まだ我々は恩恵を受けていないですわね。だから来年度、2年度の納税から提供されるようになっていきますからね。そうじゃなくて、申請して、それが12月末までにオーケーとなって、翌年の1月1日には適用できるような形でのスケジュールですね。そういった形の受け付けをしてもらいたいですわ。</p>
事務局	<p>年内に都市計画決定をさせていただくことによって、翌年度の課税に直ちに反映できるという、そういう御意見かと思います。都市計画手続、前回もそうだったんですけども、割と数カ月、手続にかかりますし、予算が通ってから、どれだけ件数が出てくるかもありますので、その辺はできるだけ、御意見としては承りますし、事務は早いこと進めようと思いますので、ただちょっと、事務的にどれぐらいかかるかは、進めていくうちに決定していきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかにこのアンケートについて、今後まとめられるということですけども。それに何か、質問等々ありましたら。</p> <p>ございませんか。私からちょっと、希望として事務局に、最後まとめられるんですけど、一つは市街化区域と調整区域と、かなり受けとめ方が違うと思うので、この辺は分けられないかということですね。</p> <p>それから、離農等と比べて、耕作希望が思った以上にありますね。これ。倍ぐらいありますね。これを育てる場合、他市町村から比べるとかなり、農地は全体的にいうとやっぱり少ないと思うのですね。これはやっぱり生かしていかないとあかんと思うのでそれには、農具がないとかいろいろなことが書いてあるけども、どういうふうに手だてをしていったら、み</p>

<p>事務局</p>	<p>んなでこれを支えていけるのかということね。その方策が必要だと思うので、その辺も事務局で考えてもらうといったことを希望したいなど、私としては思います。皆さん方、よろしいかな。</p> <p>大西会長、貴重な御意見をありがとうございました。大変貴重な御意見でございまして、市街化区域、調整区域、やはり考え方は違うと思いますので、その辺に関しましては分けさせていただいて、アンケートの報告書段階では、わかるような形で報告させていただきたいと思います。</p> <p>二つ目の質問で、今後、農地の利用の仕方をどうしたらいいかですけれども、今、考えているのは、来年度の4月から中間管理事業が市街化調整区域にも使われるということもありますので、そういったことなど、いろいろと今後、何ができるかも踏まえた上で報告書には反映させたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局から以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。その他、ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結し、アンケート結果の報告を受けたものといたします。</p> <p>以上で本日の議案の審議が終了しましたが、委員の皆さんからその他、ございませんか。</p> <p>事務局からございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から、追加で連絡事項がございます。皆様のお手元に令和2年度の島本町農業委員会の開催日程という、この1枚ものをお配りさせていただいておりますけど、そちらを見ていただけますでしょうか。</p> <p>こちらは来年度の、皆様の任期終了までの農業委員会の日程を載せさせていただいております。4月13日月曜日、5月14日木曜日、6月12日金曜日、1月13日月曜日が農業委員会の開催予定となっております。</p> <p>なお、今までどおり案件がない場合は開催を見送りとさせていただきます。開催のある場合はこれまでどおり、事前に御案内を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。あと改選まで4回、予定されていますけれども、開催されるたびに都合の悪い方は事務局へ、こうこう、こういう理由で欠席だということを、報告の必要がありますので、必ずお願いしたいと思います。</p> <p>特にないようでございますので、ここで議長を退任させていただきます。御協力ありがとうございました。</p>

事務局

大西会長、ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして第16回島本町農業委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。